

5 記載例

《新措法41の5適用初年度》

【記載例1】

給与所得のみの者が居住用財産を譲渡し、その譲渡により生じた損失額を翌年以後に繰り越す場合
(新措法41の5を適用する場合)

1 「分離長期譲渡所得」の金額

- ・ 「収入金額」 30,000,000円 ・ 「必要経費」 58,000,000円
- ・ 「所得金額」 28,000,000円

(必要経費の内訳)

- ・ 取得価額 60,000,000円 (土地: 30,000,000円、建物: 30,000,000円)
- ・ 償却費相当額 3,240,000円 ・ 譲渡費用 1,240,000円

(買換資産の内訳)

- ・ 取得価額 48,000,000円 (土地: 26,000,000円、建物: 22,000,000円)

2 「給与所得」の金額

- ・ 「所得金額」 6,000,000円

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 又は 事業所 事務所 居所など	市××町 1 - 2 - 3	フリガナ 氏名	コクセイ 国税	イチロウ 一郎	電話 番号	() - ××××
関与税理士名 (電話)						

1 譲渡した資産に関する明細

資産の所在地番	合計	建 物		土地 借地権	
		×市 町 5 - 5 - 5	同 左	×市 町×× 2 - 8 - 4	同 左
資産の利用状況・面積		居住用 134 m ²	居住用 187 m ²		
譲渡先 住所又は所在地 氏名又は名称		(株) 不動産	同 左		
譲渡契約締結日		平成16年3月7日	平成16年3月7日		
譲渡した年月日		平成16年5月1日	平成16年5月1日		
資産を取得した時期		平成9年5月9日	平成9年5月9日		
譲 渡 価 額 ①	30,000,000 円	30,000,000 円			
取 得 価 額 ②	60,000,000 円	30,000,000 円	30,000,000 円		
得 償 却 費 相 当 額 ③	3,240,000 円	3,240,000 円			
費 差 引 (② - ③) ④	56,760,000 円	26,760,000 円	30,000,000 円		
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑤	1,240,000 円	1,240,000 円			
居住用財産の譲渡損失の金額 (①-④-⑤) ⑥	28,000,000 円	28,000,000 円			

2 買い換えた資産に関する明細

資産の所在地番	合計	建 物		土地 借地権	
		市××町 1 - 2 - 3	同 左	市××町×× 6 - 7 - 8	同 左
資産の利用状況・利用目的・面積		居住用 125 m ²	居住用 240 m ²		
買換資産を取得した(予定)日		平成16年10月10日	平成16年10月10日		
居住の用に供した(供する見込)日		平成16年10月15日			
買換資産の取得(予定)価額	48,000,000 円	22,000,000 円	26,000,000 円		
買 入 れ 先 住所又は所在地 氏名又は名称		(株) 住宅販売	同 左		
住宅の取得等に要した住宅借入金 等の金額及びその借入先		(借入先 ××銀行) 20,020,000 円			

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門 純損失 (有・無)	
------------	--------	------------------------	--

(平成16年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5用】 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(平成16年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所 又は 事業所 事務所 居所など	市××町 1 - 2 - 3	フリガナ 氏名	コクセイ イチロウ 国税 一郎
--------------------------------	-------------------	------------	--------------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	28,000,000
分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	28,000,000
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	28,000,000
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑬・⑭の金額の合計額又は申告書第四表⑯の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	22,000,000
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	22,000,000
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	22,000,000
$\left(\frac{\text{③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額}}{\text{円}} \right) \times \left[1 - \left\{ \frac{\left(\frac{\text{土地等に係る特定損失の金額}}{\text{円}} \right) \times \frac{\text{土地等の面積}}{\text{㎡} - 500 \text{㎡}}}{\left(\frac{\text{③の金額}}{\text{円}} \right) \times \frac{\text{土地等の面積}}{\text{㎡}}} \right\} \right]$		

(※1) 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額又は一時所得の黒字の金額がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

(※2) 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

(※3) 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の③、②の金額の合計額とします。

(平成16年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。